

健康保険法第87条における「療養費支給」：法律判断と通達の区分

本資料は、施術事業所および申請事務所幹部向けに、健康保険法第87条に基づく「療養費支給」に関する法的判断と行政通達の違いを明確に整理したものです。法律と通達の区分を正しく理解することで、利用者への説明責任を果たし、適切な制度運用を行うことを目的とします。



法律と通達の違いを理解する ことが

適切な制度運用の基盤となります

健康保険法第87条の「療養費支給」制度において、法律の規定と行政通達の運用指針は明確に区別されます。この理解が、利用者への正確な情報提供と制度の適正運用に不可欠です。

健康保険法第87条の基本構造



法律の明文規定

健康保険法第87条は、「療養給付が困難な場合」および「やむを得ない場合」において療養費の支給を認める基本的な枠組みを定めています。

この規定は国会で制定された法律であり、全国すべての保険者および被保険者に等しく適用される法的拘束力を持ちます。

療養費支給の根本的な法的根拠は、健康保険法第87条に明記されています

法律と通達の区分比較

法律（健康保険法第87条）

- 国会制定法による明文規定
- 法規範性あり、拘束力絶対
- 全国一律適用
- 基本的権利義務を規定

通達・通知（厚労省等）

- 行政機関発出の運用指針
- 法的拘束力なし、実務上は強制力
- 運用基準として機能
- 具体的手続きを詳細規定

根拠と内容の違い



法律の根拠と内容

健康保険法第87条に基づき、「療養給付が困難な場合」「やむを得ない場合」という包括的な要件を設定。国会での立法過程を経た確固たる法的根拠を持ちます。



通達の根拠と内容

厚生労働省や地方厚生局が発出する行政文書として、対象疾患の限定、同意書の様式、申請手順など、実務運用に必要な具体的なルールを詳細に規定します。

法的効力の階層構造



法的効力は上位から下位へと段階的に構成されており、通達は法律に従属する位置にあります。しかし、実務上は通達が事実上の拘束力を持つため、適切な理解が必要です。

適用範囲と実務への影響

全国統一の法律適用

健康保険法第87条は、北海道から沖縄まで、すべての保険者・被保険者に等しく適用されます。地域による差異は一切認められません。

通達による運用基準

一方、通達は各保険者や審査機関が従う運用基準として機能し、実際の申請処理や審査において重要な指針となっています。法的拘束力はないものの、実務上は強い影響力を持ちます。



- ① 実務担当者は、法律の普遍性と通達の地域性を理解し、適切に運用することが求められます

不服申立て制度の違い

01

法律に基づく判断への不服

健康保険法第87条の解釈や適用に関する不服がある場合、審査請求や行政訴訟により法的救済を求めることが可能です。裁判所が最終的な判断を行います。

02

通達に基づく処分への不服

通達に基づく不支給処分に対しては、その処分が法律（第87条）との整合性を保っているかを争点として不服申立てを行うことができます。

03

適正な不服申立ての重要性

利用者の権利保護のため、法律と通達の区別を踏まえた適切な不服申立て手続きの案内が施術事業所の責務となります。



実務上の重要ポイント



基本的可否は法律判断

療養費支給の可否は、まず健康保険法第87条の要件に該当するかどうかの法律判断が基本となります。通達はその運用方法を示すものです。



通達の事実上の拘束力

通達は法的拘束力はないものの、実務上は事実上の拘束力を持つため、施術事業所は通達の内容を十分理解し遵守する必要があります。



利用者説明の区別

利用者への説明時には「法律による原則」と「通達による運用」を明確に区別し、混同を避ける丁寧な説明が求められます。



適切な制度理解が 信頼される事業者会員への道

健康保険法第87条と通達の区分を正確に理解し、利用者に対して透明性の高い説明を行うことで、制度の適正運用と利用者の信頼獲得を実現できます。
法律の普遍性と通達の実務性を踏まえた運用により、健全な施術事業所経営を目指しましょう。